

2024年度（令和6年度）

決算報告書

第19期

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 資産の部			
2	1 流動資産			
3	現金預金	45,463,288	47,610,448	△2,147,160
4	未収入金	115,246,344	117,760,861	△2,514,517
5	前払金	383,893	236,089	147,804
6	貯蔵品	29,250	39,740	△10,490
7	貸倒引当金	△644,000	△664,000	20,000
8	流 動 資 産 合 計	160,478,775	164,983,138	△4,504,363
9	2 固定資産			
10	特定資産			
11	預り基金特定資産	836,868,846,042	934,734,895,625	△97,866,049,583
12	J-GBF支援事業寄付金	4,744,616	4,272,100	472,516
13	特定資産合計	836,873,590,658	934,739,167,725	△97,865,577,067
14	固 定 資 産 合 計	836,873,590,658	934,739,167,725	△97,865,577,067
15	資 産 合 計	837,034,069,433	934,904,150,863	△97,870,081,430
16	II 負債の部			
17	1 流動負債			
18	未払金	9,226,304	16,176,556	△6,950,252
19	前受金	14,193,423	6,441,302	7,752,121
20	預り金	2,617,346	2,727,152	△109,806
21	預り補助金等	0	11,909,746	△11,909,746
22	短期借入金	20,000,000	20,000,000	0
23	仮受金	99,778	39,237	60,541
24	未払法人税等	1,443,600	2,588,000	△1,144,400
25	未払消費税等	2,663,800	1,640,900	1,022,900
26	流 動 負 債 合 計	50,244,251	61,522,893	△11,278,642
27	2 固定負債			
28	預り基金	836,868,846,042	934,734,895,625	△97,866,049,583
29	固 定 負 債 合 計	836,868,846,042	934,734,895,625	△97,866,049,583
30	負 債 合 計	836,919,090,293	934,796,418,518	△97,877,328,225
31	III 正味財産の部			
32	1 基金	0	0	0
33	2 指定正味財産	4,744,616	4,272,100	472,516
34	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
35	(うち特定資産への充当額)	(4,744,616)	(4,272,100)	(472,516)
36	3 一般正味財産	110,234,524	103,460,245	6,774,279
37	(1)代替基金	2,889,190	2,889,190	0
38	(2)その他一般正味財産	107,345,334	100,571,055	6,774,279
39	(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
40	(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
41	正 味 財 産 合 計	114,979,140	107,732,345	7,246,795
42	負債及び正味財産合計	837,034,069,433	934,904,150,863	△97,870,081,430

正味財産増減計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 一般正味財産増減の部			
2	1 経常増減の部			
3	(1) 経常収益			
4	受取会費	(180,000)	(190,000)	(△10,000)
5	正会員受取会費	180,000	190,000	△10,000
6	事業収益	(120,603,295)	(119,971,469)	(631,826)
7	事業収入	120,603,295	119,971,469	631,826
8	受取補助金等	(83,295,622)	(78,286,288)	(5,009,334)
9	受取国庫補助金	83,295,622	78,286,288	5,009,334
10	受取寄付金	(3,867,484)	(3,177,900)	(689,584)
11	受取寄付金	3,867,484	3,177,900	689,584
12	雑収益	(967,270)	(464,890)	(502,380)
13	受取利息	45,501	707	44,794
14	雑収入	921,769	464,183	457,586
15	経 常 収 益 計	208,913,671	202,090,547	6,823,124
16	(2) 経常費用			
17	事業費	(178,560,570)	(172,612,994)	(5,947,576)
18	役員報酬	14,870,210	14,318,024	552,186
19	給料手当	71,156,000	63,946,854	7,209,146
20	雑給	3,198,555	3,176,194	22,361
21	法定福利費	13,859,088	13,050,893	808,195
22	福利厚生費	108,675	100,397	8,278
23	通勤費	3,359,821	3,112,580	247,241
24	人材派遣費	23,203,578	16,830,994	6,372,584
25	会議費	1,285,981	788,224	497,757
26	旅費交通費	7,491,643	7,617,875	△126,232
27	通信費	2,209,275	2,065,390	143,885
28	荷造運賃	407,649	496,925	△89,276
29	広告宣伝費	0	5,700	△5,700
30	消耗品費	1,953,760	1,844,008	109,752
31	新聞図書費	4,920	11,198	△6,278
32	印刷費	1,174,099	1,757,807	△583,708
33	水道光熱費	168,282	142,375	25,907
34	地代家賃	3,976,500	3,976,500	0
35	支払リース料	3,863,178	3,570,531	292,647
36	支払手数料	2,886,836	973,967	1,912,869
37	支払保険料	444,160	432,771	11,389
38	支払報酬	7,943,776	6,960,460	983,316
39	租税公課	148,975	97,791	51,184
40	外注費	11,293,704	23,101,898	△11,808,194
41	会場設営費	3,501,905	4,180,468	△678,563
42	諸会費	50,000	50,000	0
43	雑費	0	3,170	△3,170

(単位：円)

No.	科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
44	管理費	(22,135,222)	(18,736,663)	(3,398,559)
45	役員報酬	1,161,790	1,219,976	△58,186
46	給料手当	7,353,896	5,600,903	1,752,993
47	法定福利費	1,431,109	1,131,026	300,083
48	福利厚生費	6,316	12,117	△5,801
49	通勤費	339,550	300,817	38,733
50	会議費	1,889	10,259	△8,370
51	旅費交通費	8,336	12,756	△4,420
52	通信費	211,142	208,492	2,650
53	消耗品費	481,533	303,127	178,406
54	印刷費	2,998	21,642	△18,644
55	水道光熱費	22,059	40,137	△18,078
56	地代家賃	975,372	975,372	0
57	支払手数料	588,102	306,896	281,206
58	支払保険料	444,160	455,769	△11,609
59	支払報酬	569,108	732,044	△162,936
60	租税公課	7,610,575	6,584,809	1,025,766
61	外注費	659,978	651,346	8,632
62	会場設営費	67,390	38,150	29,240
63	支払利息	109,919	100,025	9,894
64	雑費	110,000	10,000	100,000
65	貸倒引当金繰入額	△20,000	21,000	△41,000
66	経 常 費 用 計	200,695,792	191,349,657	9,346,135
67	当期経常増減額	8,217,879	10,740,890	△2,523,011
68	2 経常外増減の部			
69	(1)経常外収益			
70	経 常 外 収 益 計	0	0	0
71	(2)経常外費用			
72	経 常 外 費 用 計	0	0	0
73	当期経常外増減額	0	0	0
74	税引前当期一般正味財産増減額	8,217,879	10,740,890	△2,523,011
75	法人税、住民税及び事業税	1,443,600	2,588,000	△1,144,400
76	当期一般正味財産増減額	6,774,279	8,152,890	△1,378,611
77	一般正味財産期首残高	103,460,245	95,307,355	8,152,890
78	一般正味財産期末残高	110,234,524	103,460,245	6,774,279
79	II 指定正味財産増減の部			
80	受取寄付金	4,340,000	3,640,000	700,000
81	一般正味財産への振替額	△3,867,484	△3,077,900	△789,584
82	当期指定正味財産増減額	472,516	562,100	△89,584
83	指定正味財産期首残高	4,272,100	3,710,000	562,100
84	指定正味財産期末残高	4,744,616	4,272,100	472,516
85	III 正味財産期末残高	114,979,140	107,732,345	7,246,795

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準に準拠している。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定により計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式で処理している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
預り基金特定資産（固定資産）	934,734,895,625	101,775,965,805	199,642,015,388	836,868,846,042
J-GBF支援事業寄付金（固定資産）	4,272,100	4,340,000	3,867,484	4,744,616
合 計	934,739,167,725	101,780,305,805	199,645,882,872	836,873,590,658

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの 充当額	うち一般正味財産からの 充当額	うち負債に対応する額
特定資産				
預り基金特定資産（固定資産）	836,868,846,042	-	-	836,868,846,042
J-GBF支援事業寄付金（固定資産）	4,744,616	4,744,616	0	0
合 計	836,873,590,658	4,744,616	0	836,868,846,042

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
時価のない有価証券			
金融債	100,000,000,000	-	-
合 計	100,000,000,000	-	-

5. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
基金	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0
代替基金				
代替基金	2,889,190	0	0	2,889,190
合 計	2,889,190	0	0	2,889,190

6. その他

預り基金は、省庁が主管する事業の費用支払資金等の預りであり、預り基金と同額の預り基金特定資産を設定し、管理出納している。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、記載を省略している。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	664,000	644,000	0	664,000	644,000

(注)

当期減少額のその他は洗替による戻入額によるもの。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

一般社団法人環境パートナーシップ会議
理事会 御中

太田諭哉公認会計士事務所
東京都渋谷区桜丘 15-14-9F

公認会計士 太田諭哉

監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議の2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の貸借対照表、損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部

統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

一般社団法人環境パートナーシップ会議

代表理事 星野智子殿

私たち監事は2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 事業報告等の監査

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会及び拡大管理部会議その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要なものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事等からその運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する運用状況報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書に対する監査

会計監査人 太田諭哉公認会計士事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月5日

一般社団法人 環境パートナーシップ会議

常勤監事

中西正治

監事

瀬尾隆史